

下関市夜の景観照明（花見提灯）事業協賛制度要綱

令和3年 1月 4日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、下関市が実施する夜の景観照明（花見提灯）事業（以下「花見提灯事業」という。）の協賛制度について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、花見提灯協賛制度とは、本市が設置する戦場ヶ原公園花見提灯の設置及び維持管理に要する経費を負担することに協賛する者（以下「協賛者」という。）を募り、花見提灯に協賛者名を掲示することをいう。

（協賛者）

第3条 協賛者は、企業及び団体とする。ただし、次に掲げる事項に該当する企業又は団体については、協賛者としない。

- （1）特定の政党、政治団体及び後援団体
- （2）特定の宗教団体、宗教法人
- （3）消費者金融
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条または山口県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例に定める風俗営業、風俗関連営業と認められるもの。ただし、一般家庭が家庭的に利用でき、青少年の健全育成を阻害しないものと認められる食糧飲食店関係や遊戯・興行関係を除く。
- （5）次に掲げるようなもの及びその他市長が適当でないと判断したもの。
 - ア 贈収賄に関与したなど、警察に摘発されたもの
 - イ 企業ぐるみの犯罪と広く報道されているもの

ウ 暴力団や暴力団関係者と深い関係のあるもの

エ 市内外で、マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法（催眠商法）などや、これらに類似する方法で販売するもの

オ 消費生活センターなど、市内外の公的機関に苦情があり、紛争となっていたり、マスコミ（報道機関）で問題となっているもの

（協賛金）

第4条 協賛金は、1提灯2,000円とする。

（協賛期間）

第5条 協賛期間は、花見提灯点灯期間の約1月とする。ただし市長が特に必要と認めた場合は、期間を変更することができる。

（協賛の申込み）

第6条 協賛を希望する者は、花見提灯協賛申込書（様式第1号）及び花見提灯協賛者名掲示案（様式第2号。以下「掲示案」という。）を、市長に提出するものとする。

2 掲示案に記載できるものは以下のものとする。

- （1）企業名及び団体名
- （2）企業及び団体ロゴ
- （3）企業及び団体のイメージキャラクター
- （4）企業及び団体のホームページへ遷移する二次元コード

（審査及び決定）

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに審査及び決定し、花見提灯協賛決定通知書（様式第3号）又は花見提灯協賛不承認通知書（様式第4号）により、協賛者に通知するものとする。

(協賛金の納入)

第 8 条 協賛者は、協賛金を市長が指定する納入期日までに、納入しなければならない。

- 2 前項の規定により納入した既納の協賛金は、還付しない。ただし、花見提灯事業を中止したときにはその全部を還付する。

(協賛者名掲示物の作成)

第 9 条 協賛者から提出のあった掲示案に基づき、市長又は協賛者が、協賛者名掲示物（以下「掲示物」という。）を作成する。

- 2 協賛者が掲示内容を変更しようとする場合は、事前に花見提灯協賛者名掲示案変更届出書(様式第 5 号)により、市長に提出しなければならない。

(掲示物の設置)

第 1 0 条 掲示物は、市長が掲示場所を決定し、設置する。

(協賛の取消し)

第 1 1 条 市長は、協賛金が第 8 条に規定する納入期日の 1 0 日後までに納入されないときは、協賛の決定を取り消すことができるものとする。

(疑義の解決)

第 1 2 条 この要綱について疑義が生じたときは、市長と協賛者が協議の上、解決するものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 2 5 日から施行する。